

2020年10月21日

北海道知事 鈴木 直道 様

2021年度（令和3年度）

勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書

北海道労働者福祉協議会
理事長 出村 良平

北海道への「勤労者・道民」の福祉向上に向けた要請

日頃、道民生活の安定と勤労者福祉の向上に尽力されておりますことに敬意を表するとともに、北海道勤労者福祉協議会（道労福協）の運動や事業にご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

道労福協は、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくりまします」を理念に掲げ、中央労福協をはじめ各都府県の労福協とともに、加盟団体や幅広いネットワークによる連携・協働により、各般の課題に取り組んでおります。

また、国連が採択した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で役割が明記され、政府のSDGs 実施指針でも連携するステークホルダーとして挙げられている「協同組合」の社会的価値を高める活動など、社会の持続可能性自体が問われる中で大きな課題となっている格差の是正、貧困や社会的排除、社会的孤立に陥らない社会を目指した活動を進めています。

現在、世界は新型コロナウイルス感染症の脅威に晒されており、道内においても経済、社会、雇用など人々の生活全般が甚大な影響を被る危機的状況下で、これまでの日本社会におけるセーフティネットの脆弱性が一気に顕在化しています。とりわけ社会的弱者が生活困窮に陥りかねない状況にあり、社会的弱者に対する継続的支援が喫緊の課題となっています。

同時に、発災から 25 年を経過した阪神・淡路大震災、10 年の節目を向かえる東日本大震災、一昨年発災した北海道胆振東部地震、直近においては九州・本州に停滞した梅雨前線による令和 2 年 7 月豪雨災害など全国的に大規模災害が頻発しており、平時における防災・減災の対策はもとより、被災者の生活再建支援に関する施策の充実が強く求められています。

一方、大学学費の高騰と家計収入の減少により、大学生の約半数が何らかの奨学金制度を利用していますが、社会に出ても不安定雇用や低賃金労働が拡大し、さらに今般のコロナ渦が追い打ちをかける状況下で「返したくても返せない」若者たちが増えています。2020 年 4 月より低所得者を対象とする大学等修学支援法が施行されましたが、その内容は十分とは言えず、教育費の無償化も展望しつつ対象者の中間所得者層への拡充など現行制度のさらなる改善と奨学金返済への何等かの支援策が必要となっています。

また、生活困窮者自立支援法の改正については、生活困窮者自立支援制度の発展と支援体制の強化が求められており、とりわけ、就労準備支援事業、家計改善支援事業の全自治体での実施や制度を担う人材の確保・育成と雇用の安定が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、道労福協は、直面する新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う市民生活や医療・介護機関への支援、SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進、大規模災害等への対応、格差の是正・貧困の根絶、消費者政策の充実、ディーセント・ワークの確立、中小企業勤労者の福祉向上、信頼できる社会保障の構築、そして、くらしの安全・安心の確保に関する道内の勤労者福祉セクター全体の意見反映として、道労福協や加盟団体等全体で実現をめざす政策課題の要望・要請事項をとりまとめたところです。

私ども道労福協も本要請内容について、広く勤労者・道民全体への理解の進展に努め、その実現に向けて、取り組みを進めて参る所存です。

北海道におかれましても、本要請事項を今後の道政運営と 2021 年度の予算編成に是非とも反映いただきますよう切望し、ご要請申し上げます。

I. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う要請

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の有効活用

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できるよう総額3兆円の創設がされている。

北海道は、地域の命と暮らしを守るための地域独自の取り組みを支援するという観点から、コロナ禍に対する生活・就労支援の相談機関・相談員への助成やフードバンク活動への補助（人件費、事務所、倉庫、配送コスト等）など『活用事例集』には紹介されていない取り組みを含め、地域の声を取り入れながら有効に活用すること。

2. 休業・休職等に伴う所得補償、雇用対策

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、正社員・非正規労働者を問わず解雇や雇止めが増加している。厚労省の公表（10月2日現在）では、解雇等見込み労働者数は全国で6万3,000人を超え、北海道においても2,400人を超える状況となっている。

北海道は、係る厳しい雇用状況を踏まえ、安易な雇止め等の雇用調整が行われることのないよう企業等に周知徹底するとともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず十分な所得補償を行うこと。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行うこと。

3. 医療および介護機関・従事者への支援

(1) 「医療崩壊」「介護崩壊」を招かないよう、以下の対策を速やかに実施すること。

- ① 医療機関ならびに介護事業所におけるクラスター発生を防止するために、PCR検査所・検査従事者の態勢を拡充し、検査を幅広く実施すること。
- ② 医療機関ならびに介護事業所のマスク・防護服・ゴーグル・グローブ等資材確保を継続的に安定供給するための条件整備を図ること。
- ③ 訪問介護士等、介護職員への感染予防指導の徹底を図るための措置を講じること。
- ④ 医療従事者に対する市民の偏見や差別をなくすため、市民に対する啓発を行うこと。
また、風評被害への対策強化・相談窓口の設置を行うこと。

(2) 「経営崩壊」を招かないよう、医療機関・介護事業所への緊急の助成を行うこと。

- ① 現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、感染症入院患者受入病院はもとより非受入病院においても「予定入院・予定手術の延期」が行われたり、外来患者の減少などにより、全国はもとより道内医療機関の経営はきわめて厳しい状況に置かれており、今後さらに長期化することが予想されている。
今般、日本病院会、全日本病院会、日本医療法人協会の三団体が実施し、公表した「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査（2020年度第1四半期）」結果からは、全国の27.2%の病院で賞与の減額、0.8%の病院で不支給という状況が明らかとなり、このままの状態が続けば、道内の医療機関にとっても『経営状況のさらなる逼迫』、『倒産』という事態が起こりかねず、地域医療提供体制の崩壊にもつながりかねない。

については、北海道として地域医療提供体制を経済的に支えるための諸施策の実施を積極的に国へ働きかけることはもちろんのこと、北海道独自の支援策について早急に検討のうえ実施されよう強く要請する。

- ② 介護現場では、「医療崩壊」を防ぎ、利用者の命と生活を支えるため、利用人数の制限や利用調整により、事業収入が減少している。特に、特定警戒地域では、大幅な減収となる事業者が発生しており、経営を維持できる財政措置を行うこと。
- ③ 医療従事者ならびに介護職員が心身ともに充実して業務に携われるよう、手当の拡充、就寝・休憩場所の確保、精神的ケア等を行えるよう環境整備を行うこと。

II. 「勤労者・道民」の福祉向上に向けた要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

(1) 北海道におけるSDGs推進

①北海道におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、本来SDGsの中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として位置付け、貧困の削減目標を設定し、着実に取り組む。

北海道は全国と比較して、生活保護世帯やひとり親世帯の割合が高く、また、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学進学率が低いなど、道内の子どもたちの状況は、より厳しい実態にある。

このような状況を踏まえ、教育・福祉・労働等の関係部局が、密接な連携を図り、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進する。

②政府がSDGs実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、北海道においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかる。

北海道内においても外国人労働力の依存度が高まり、年間受入数1.1万人（2019年12月末）を超えており、2019年8月の開設以降、北海道外国人相談センターへの外国人技能実習生等のアクセス・相談件数が増加をするとともに、相談内容は多岐にわたるものと思われるが、多文化共生社会への転換に際しては、それらの内容の統計・分析を踏まえた対策を講じる。

(2) 北海道による協同組合支援の強化

持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待が高まっており、政府はもとより北海道においても、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を一層強化する。

(3) 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

北海道として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための広報、統一的な統計調査、研修会等を開催する。

(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援

道内においても道議会をはじめ64の自治体議会で「労働者協同組合法」の法制化に関する意見書採択がなされており、2020年6月12日には、「労働者協同組合法案」が衆議院に提出されている。

北海道は、同法案の主旨や法制化の背景を踏まえ、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、率先してその育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進する。

(5) 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実

北海道は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。

特に、指定管理者制度においては「フルコスト・リカバリーの考え方をもとに一般管理費を含む間接経費全体を人たるに値する人件費（公正労働基準）に見込んだ費用積算の実施」「一定額の利益、繰越金（あるいは積立金）を認めて「精算」項目を廃止」等の改善をはかる。

2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

(1) 被災者・避難者への生活支援

北海道は、被災地から道内市町村に避難している方々や一昨年発災した「北海道胆振東部地震」の被災者への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進める。

- ①地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉、感染症予防対策等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備する。
- ②引き続き、国に対し被災者生活再建支援制度の拡充を働きかけるとともに、本制度の内容について広く道民への周知を図る。さらに、同制度を補完する北海道独自の支援制度について検討を行う。
- ③災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営（感染症予防対策含む）のために公的な支援を行う。また、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興を視野に入れた支援体制を強化する。
- ④近年、復興（仮設）住宅、みなし仮設住宅での高齢者の孤独死が増えていることから、入居者の孤立化防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進める。

(2) 平時における防災・減災の対策

北海道は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進める。

- ①災害支援のための財源を確保し、平時から行政、社協およびNPO等の民間団体が連携して非常時に備える支援体制づくりを行う。
- ②災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底するとともに、浸水想定区域における安全な避難施設の整備を徹底する。
- ③災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、全ての市町村で作成されている避難行動要支援者の名簿の更新、および要配慮者利用施設の避難計画の策定を徹底する。さらに「避難勧告等に関するガイドライン（2019年3月29日改定）」が実際の避難行動に結びつくよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化する。
- ④引き続き、学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図るとともに避難対策等を

徹底する。

- ⑤住民や企業に対し、千島海溝・日本海溝型地震等の大規模な地震や津波、および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強める。さらに、新型コロナウイルス感染症等の感染防止を踏まえた避難対策や感染防止用機材・用品の備蓄等、各市町村への指導・支援を早急に進める。
- ⑥災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底する。
- ⑦「北海道強靱化計画」および「北海道強靱化アクションプラン 2020」の策定方針にもとづき計画の厳格な実行対応を求めるとともに、国土強靱化地域計画未策定の市町村に対して策定に向けた支援・指導を強化する。

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

- ①北海道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を積極的に働きかけるとともに、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図る。
- ②北海道労働金庫が取り扱う「奨学金借換ローン」（金利年 0.7%：保証料込）の利用実績は、2017年10月の制度開始から2020年7月末までの累計で354件・融資額859百万円となっている。このことから、奨学金制度利用者が社会人になってからの返済負担が利用者に重く押し掛かっている実態が推察される。
全国的には、2019年4月現在で、すでに32府県・355市町村において地元企業に就職するなど一定の要件を満たした場合に奨学金の返還を支援する仕組みが導入・実施されているが、北海道としても、こうした全国の実態を踏まえ、利用者の返済支援はもとより、道内における新規就労支援や人口減少対策の側面からも、北海道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施する。
- ③道内高校生を対象とした公益財団法人北海道高等学校奨学会等で実施している貸与型奨学金制度について、家計急変により収入が激減した世帯への制度緩和をはかるとともに、返済困難者が増加することが想定されることから相談体制の充実、返済、減免、免除等の救済措置を講ずる。
- ④「北海道における教育の情報化推進指針」に基づき、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進等に向けて、その基盤づくりの一つとして通信環境と機器の整備等が進められている。
今般のような感染症等により休校が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、家庭での学習支援等により児童生徒の学習の機会均等を確保できるよう、特に各家庭における情報通信環境の差により、教育格差が生じることをないよう配慮した施策を講ずる。

(2) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

- ①改正生活困窮者自立支援法に定められた基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人々に対し、生活困窮者自立支援制

度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や住民への周知・啓発を徹底する。

- ②支援が必要な人たちをできるだけ早期に適切な支援につなげ、断らない相談を実践するための支援員等の人員配置や道独自の人材養成等、体制整備の進捗状況を示すとともに、引き続き、必要な予算の確保に努める。
- ③努力義務化された就労準備支援事業、家計改善支援事業については、2021年度までの集中的な取り組み期間において、道内全ての市町村において両事業が完全に実施されることを目指して取り組む。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる。
- ④改正法により、北海道による市町村への支援事業が創設され努力義務化されたことを受けて、北海道としての役割やイニシアティブを発揮し、市町村の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。
- ⑤支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備する。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進する。
- ⑥生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善をはかる。
- ⑦生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断する。
- ⑧支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価する。また、各振興局・道内各市における改正法に基づく支援会議の設置状況や課題等の現状について報告を求める。
- ⑨子どもの学習・支援にあたっては、居場所づくりや生活面も含めた包括的な支援を行う。とりわけ、子どもの居場所づくりの活動として、子どもたちに無料や低額で食事を提供する「子ども食堂」の取り組みが全道的な広がりを見せているが（全道の設置数：約170ヶ所、札幌圏の設置数：約60ヶ所）、今や「子ども食堂」の役割は、単に食事の提供に留まらず、様々な体験や学習の場として、さらに進路相談、いじめや不登校・家庭内暴力相談など「子どもの人権」に係る問題への対応等、多様な機能と役割を有している。

北海道は、居場所づくりの包括的な支援対策としての「子ども食堂」の有用性と運営実態に鑑み、次の対策を講ずる。

(ア)安定した運営を確保するため、運営資金の継続的な支援を実施する。

(イ)子ども食堂に期待される専門性の高い役割・機能の発展に運営者が安心して応

えられるよう、振興局単位での運営者の相談窓口の明確化と相談ネットワークを確立する。

(ウ)こども食堂への支援は、「運営者のニーズに応える」支援者とのマッチングが大切であり、支援者目線で支援者を募集するのではなく、運営者目線で運営者のニーズに沿った支援者とのコーディネーター機能が必要である。

他府県や札幌市においても始まっている「子供の居場所づくり」を促すため運営団体と支援者を結ぶコーディネーターの配置を振興局単位で実施する。

(エ)昨年の回答では、14振興局で運営している子どもの貧困対策地域ネットワーク会議において、市町村や民間団体、企業等に対して活動への協力について働きかけを行うなど、設置や運営に対する支援に引き続き取り組むとの回答が示されたが、支援実績の内容と評価、および評価に基づく課題と解決策について明示する。

⑩2020年度より実施されている「就職氷河期世代活躍支援プラン」を踏まえ、「中高年引きこもり（8050）問題の当事者」と称される就労困難な世代に対する特段の就労支援策を講ずる。現在、都道府県・指定都市に設置されているひきこもり地域支援センターを市町村にまで拡充させるよう、国へ働きかける。

(3) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

①2018年10月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国においても「できる限り、その影響が及ばないよう対応する」（2018年1月19日閣僚懇談会確認）としていることを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就学援助などの諸制度については、北海道としても単独事業も含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、道内の市町村に対しても、引き下げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるよう、引き続き、周知徹底を行う。

②生活保護法の運用にあたっては、生活資金が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないように、現場に徹底する。生活保護制度を広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口を設置するなど、誰もが利用しやすい制度にする。

(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化

①子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化する。改正子どもの貧困対策法や第二期「子供の貧困対策大綱」をふまえ、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定に向けた支援を進めるなかで貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定めるなどの各種施策を講ずる。

②相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、2020年4月から順次施行されている改正児童虐待防止法、改正児童福祉法に基づき、北海道は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化する。

また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。

(5) フードバンク活動の促進

- ①フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進する。
- ②「食品ロスの削減の推進に関する法律案」の施行および「食品ロス削減推進基本計画」（2020年3月31日閣議決定）を踏まえ、北海道は、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、担当部署を明確化したうえで道内で活動するフードバンク団体との連携を図るとともに、フードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）に向けた支援策を拡充するための財源を確保する。
また、「食品ロス削減推進計画」等、食品ロスの削減に向けた施策の策定・実施に際してはフードバンク活動の支援策を盛り込む。

(6) 自死・多重債務対策等

- ①道内における自死者数は、平成20年を最多とし年々減少化傾向にあるものの、平成30年の人口10万人当たりの自死率は17.2と全国平均の16.1を上回り、都道府県別では12番目に高い数字となっている。こうした実態を鑑み、北海道は、改正自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき策定された「北海道自殺対策行動計画」を強力かつ迅速に推進し、「北海道自殺対策連絡会議」等の充実を図ることで、自死者30%以上削減とする計画目標を早期に達成する。
- ②北海道では、若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているSNS相談活動について試行実施しているが、この間の相談対応による具体的成果や課題を踏まえた、より効果的な相談体制の検討状況を示すとともに、有用なものは早期に取り入れるなど相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。
- ③引き続き、北海道として「多重債務相談強化キャンペーン」と連動した啓発活動、相談・支援活動を積極的に展開するとともに、多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、北海道多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかる。また、ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかる。
- ④多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁について、北海道は、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、カジノを誘致しない。
- ⑤改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資については、政府の多重債務問題に関する有識者懇談会でも指摘されている。北海道においても、多重債務の防止に向けて、啓発活動をはじめ必要な対応を継続する。

(7) 住宅セーフティネットの拡充

- ①改正住宅セーフティネット法に基づく新たな住宅セーフティネット制度の周知を徹底し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅を増やすとともに、家賃低廉化補助を拡充する。また、同制度を機能させるために、居住支援協議会の設置や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化する。

- ②生活困窮者を食い物にする「貧困ビジネス」（追い出し屋、脱法ハウスなど）を根絶するための規制を強化する。
- ③身寄りのない一人暮らしの高齢者等が増えているなか、低額所得者等に割安な家賃で提供する公営住宅で、入居希望者が保証人を確保できずに入居を拒まれる事例が相次いでいる。2018年3月に国土交通省が都道府県と政令指定都市に保証人確保を条件から外すよう促す通知を出していることを踏まえ、公営住宅に入居を希望する際に保証人を求めないよう関連する条例を改正し、保証人確保の規定を廃止する。

(8) 「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充

- ①格差・貧困問題の解消に向け、低所得勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする当該融資制度の普及はきわめて有用であり、利用促進に向けた対策の継続と強化が求められる。前年の回答においては、利用率の向上につながる施策の検討、並びに関係団体との協同化の推進についての表明があったが、それらの進捗・評価（反応・効果・課題）について公表するとともに、引き続き、関係団体との連携・協同を図る中で利用促進に向けた対策を講ずる。
- ②当該融資制度は、勤労者の福祉向上を目的に経済的弱者に公平・平等に提供されるべき制度であるが、対象となる正規常用労働者は「中小企業従業員」に限定されている。中小企業に含まれない非営利法人は道内に1万先以上あり、他方で中小企業の中には大手傘下の「みなし大企業」が存在するなど、経済的弱者を勤務先の規模や種別では判別できない状況にある。
 昨年のお返答において、中小企業に準ずる規模の法人（NPO・社会福祉・医療・学校・社団・財団法人等）に勤務する勤労者を融資対象者とするかどうかを検討する旨の表明があったが、北海道としても、他府県の融資制度に倣い、経済的弱者の誰もが利用できるよう対象とする正規常用労働者の範囲を「中小企業従業員」から勤務先を制限しない「勤労者」に変更する。（年収要件は従来通り150万円～600万円）
- ③教育資金の融資限度額および融資期間は、他の資金使途と同様に120万円：8年と定められているが必要額との乖離が大きいことから制度の拡充を求める。

※ 全国教育資金に係る自治体提携融資

平均限度額：224万円 最高限度額：600万円

平均融資期間：8.2年 最長融資期間：15年

4. 消費者政策の充実強化

(1) 地方消費者行政の充実・強化

北海道は、道内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、道内消費者行政の充実・強化をはかる。

また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、北海道としても自主財源の増強を含め、消費者行政予算を確保する。

(2) 消費者団体の公益的活動に対する支援

道内で唯一適格消費者団体の認定を受けている「NPO法人消費者支援ネット北海道」は、現在、訴訟制度により消費者の財産的被害を回復することができる「特定適格消費

者団体」を目指し認定申請の準備を進めている。

北海道は、これまでの同法人による公益的な活動の社会的意義を評価し、認定申請に向けた財政面・情報面での最大限の協力と支援を行い、道内における新たな訴訟制度の実効性を確保する。

(3) 地域における消費者教育の推進

北海道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」さらに「第3次北海道消費生活基本計画」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める。特に、民法改正による成年年齢の引き下げ（2022年4月）を見据えた若年層に対する消費者教育の充実、増加する高齢者単独世帯への対策、SDGs 目標に沿った「エシカル消費」の啓発等、消費者育成の施策を早急に行う。

(4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進

北海道として、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めるとともに、問題が発生した際に企業が採るべき対策の指針を示し周知する。

(5) 道内物価動向の継続監視

北海道として、消費生活に大きく影響する家庭用エネルギー料金をはじめとする物価動向の適切なモニタリングとその結果情報の効果的な還元を継続する。また、前年の回答では、家庭用エネルギー自由化の進展に伴い、セット契約やそれに付随する相談が寄せられているとのことであり、そうした状況を踏まえ消費者行政の立場から、利用者が業者やメニューを選択する際の注意喚起情報（料金等の価格表示の適切性・期間縛りや解約違約金の有無等契約時の留意点等）を提供するなど具体的な施策を講じる。

5. ディーセント・ワークの確立

(1) 障がい者雇用の促進

厚生労働省北海道労働局の発表によると令和元年6月1日現在、民間企業における法定雇用率2.2%に対して実雇用率2.27%、法定雇用率達成割合50.4%の状況にある。北海道は、2020年4月に施行された改正障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率の速やかな達成に向けた取り組みや法定雇用義務が進んでいない中小事業主への対策、障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供が適切に実施されるための指導等、改正内容を確実に実行する。

また、北海道、市町村、及び関連公的機関の雇用率を引き続き調査・公表し、透明性のある運営を行うとともに、策定された「障がい者活躍推進計画」を着実に実践することで、障がい者が自立して職業生活を送れるよう安定した就労の拡大と障がいのある職員の雇用率2.5%以上とする北海道としての数値目標の達成を図る。

(2) 職場におけるハラスメントの防止

厚生労働省の発表によると令和元年度の精神疾患による労災請求件数が統計開始以来最多の2,060件で、うち自殺（未遂含む）が202件であったとされた。北海道において

は、申請数 82 件のうち自殺（未遂含む）が 13 件、その比率は 15.8%と全国平均 9.8%から比して異常に高い比率となっており、その原因として職場における嫌がらせ、いじめ等ハラスメント関連が多くなっている。

このような状況を踏まえて、北海道は、職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、2020 年 6 月に施行された改正労働政策総合推進法におけるパワーハラスメントの防止措置の企業への義務づけを含め、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底する。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①北海道は、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足対策の推進を図るため「北海道働き方改革推進方策」（平成 29 年 10 月）を策定し、働き方改革に積極的に取り組む企業を認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」（平成 31 年 3 月）を実施するなかで約 700 企業の登録がなされている。本制度が機能的に作用し実効性が高まるよう仕事と家庭・子育ての両立、労働時間短縮など、ワーク・ライフ・バランスの取り組みをより積極的に進め、労働者の福祉の増進がはかられる対策を強化する。
- ②北海道は「子育て安心プラン」において 2020 年度までに待機児童解消にむけ保育の受け皿を確保するとしているが、北海道発表の速報値（令和 2 年 4 月 1 日現在）では 3 年ぶりに減少に転じたものの待機児童数は 134 人とされている。こうした待機児童の解消に向けて保育士の人材確保、処遇改善を進めるとともに、保育の質の向上、事故防止等の観点から教育訓練を実施・促進する。
- ③北海道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職することのないよう、介護・医療・保健・福祉などの「総合相談窓口」である地域包括支援センターの周知をはかり、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働き続けられるよう、国とも連携し賃金・処遇の大幅な改善をはかる。

6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

(1) 北海道「中小企業勤労者福祉対策事業」に係る補助金

北海道「中小企業勤労者福祉対策事業」に係る補助金の増額を求める。

【参 考】北海道補助金決定額

年度	補助金等決定額
平成 30 年度	3,294,000 円
令和 元 年度	3,129,000 円
令和 2 年度	2,972,000 円

(2) 中小企業勤労者の福祉格差の是正

中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、北海道としての積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に努める。

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

(1) 子育て支援

- ①妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに地域ごとの相談対応に濃淡の無いよう相談対応者の育成を図る。
また、出産後1年以内に母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行う「産後ケア」を市町村の努力義務とする改正母子健康法の成立を踏まえ、産後ケアセンターの設置等、各市町村における産後ケア事業の普及促進に向けた指導・連携を強化する。
- ②必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実する。保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善する。

(2) 安心の医療・介護体制の整備

【医療分野】

- ①引き続き、道内における総合診療医や訪問看護師の育成・確保に取り組み、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療の受け皿を拡充する。また、医療従事者の育成・確保の前提となる医療従事者の働き方改革を進めるため医師等を増員する。
- ②地域医療構想の実現にむけた地域や関係機関との連携を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症が地域医療に与える影響を考慮し、感染症対策等の非常時の対応も含めた将来あるべき地域医療体制についての協議を早急に開始する。

【介護分野】

- ①要介護1・2には認知症の方が多く、利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護1・2に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討にあたっては、サービスの低下を招く見直しとならないようにする。
- ②地域支援事業（総合事業）では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施する。
- ③「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の処遇改善策を継続実施するよう道として国に強く求める。
- ④地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大する。また、徘徊認知症高齢者を見守る取り組みの普及に努める。
- ⑤成年後見人制度及び市民後見人制度について、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行う。
- ⑥市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。
- ⑦地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進する。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。

8. 暮らしの安全・安心の確保

(1) LPガスの問題

総務省北海道管区行政評価局では、平成30年4月から10月にかけて、液化石油ガス

(LP ガス) の料金の透明化及び取引の適正化をはかる観点から、北海道内の LP ガス販売事業者における関係法令等の遵守状況、行政機関等における取引状況等について調査し、その結果に基づき北海道経済産業局に対して必要な改善措置を講ずるよう改善通知が出されているが、行政機関や消費者団体の調査結果からは、依然として、価格格差が解消されていない現状、料金の開示状況、販売契約時の説明状況等、消費者が望むレベルでの LP ガス販売取引の透明化が進んでいない実態にある。

同問題に対する前年の道からの回答では、道においても省令改正及びガイドライン制定に伴い販売事業者の立入検査表を改正のうえ、「遵守状況の確認及び必要に応じて指導を行っている」とのことであったが、数値による定量的な評価ではなく消費者にとって納得感に欠けるものと言わざるを得ない。

LP ガスは、過疎化が進行する北海道にあって、災害時も含めて必要不可欠な家庭用エネルギーであることから道に対して次の点を要望する。

- ①検査マニュアルに基づく 2018 年度・2019 年度の検査結果のデータを公表する。
- ②液石法令の遵守状況、取引適正化ガイドラインの遵守状況、LP ガスの取引に係る慣行等における改善状況等検査結果の評価を公表し、現状是正に向けた対策を講ずる。
- ③対策に当たっては、北海道主催による行政・業界および消費者を含めた検討会を定期開催するなどにより、消費者の意見反映を行うこと。

(2) がん検診受診率の向上

がんは、道民の死因で最も多く、年間約 1 万 9 千人が亡くなっている。2018 年の北海道のがん死亡率 (10 万人当たりの死者数) は 81.6 と、都道府県別でワースト 2 位となり、対策がなお不十分なことの表れと言える。

道が調査した「市町村別がん検診受診率 (平成 30 年度)」結果からも、道内における「がん検診 (2018 年)」の受診率は、胃 (6.8%)・子宮 (16.6%)・肺 (4.5%)・乳 (15.1%)・大腸 (5.7%) となっているが、子宮頸がんを除き依然として全国平均値を下回っており、北海道がん対策推進計画のなかで平成 35 年度までに受診率を 50%以上とする目標にはほど遠い状況にある。

がん対策には予防と検診の徹底が求められるが、受診率を引き上げるためには、行政の工夫と努力が不可欠であり、北海道としても予防・検診の取り組みとして、郵送や電話などで個別に受診勧奨し、未受診者に再勧奨するコール・リコールをきめ細かく実施するとともに、「北海道がん対策サポート企業等登録制度」の普及やがん検診受診率向上に向けた「がん検診無料クーポン事業」等の取り組みを引き続き強化する。

(3) SS 過疎地問題

「SS 過疎地」問題は、人口の過疎化と高齢化が進む道内の市町村にとってはきわめて深刻な問題であり、とりわけ冬期間における石油商品の安定供給は、当該地域住民が安心して暮らすためには絶対不可欠といえる。したがって、この問題の解決は、当該市町村 (SS3 カ所以下の市町村は 62/平成 31 年 3 月末) が率先して地域の将来を見据え、地域で確保する SS の将来目標を設定するなど、地域の実態を踏まえた対策を早期に実施することが第一であることから、北海道は「SS 過疎地協議会 (事務局:資源エネルギー庁) と連携し、地域における燃料供給不安の解消に向け SS 過疎地対策の必要性の発信、当該地域における持続可能な石油製品の供給体制構築のための相談窓口の設置、地域の実情

に応じた対策のコーディネートを引き続きおこなう。

(4) 「福祉灯油制度」の拡充

当協議会が2016年1月29日付で北海道知事へ提出した「福祉灯油制度の充実にかかわる提言」の趣旨を踏まえ、且つ、消費税の引き上げの影響による経済的困窮をともなう高齢世帯、住民税非課税世帯、一人親世帯、障がい者のいる世帯等、生活環境を鑑み「福祉灯油制度」の拡充をはかる。

- ①国に対して「福祉灯油」に対する補助金の増額を強く要請する。
- ②「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、制度化の促進に向けた指導を強化する。
- ③各市町村の「福祉灯油」をはじめとする灯油代支給制度は、その支給金額に大きな格差があることから、厳冬を抱える北海道全域のセーフティネットとして充分機能するよう補助金の増額と合わせて、その使途・基準を明確にすることや全生活保護世帯への支給などについて指導を強化する。

(5) 公営住宅高層階への灯油配達支援

公営住宅住民の高齢化の進行に加え、灯油配達業者の高齢化も重なり、公営住宅高層階への灯油の配達「階上げ」が、新たな問題として発生している。居住者が自力での「階上げ」ができず、また配達業者の方も、割増料金の請求を放棄してまで謝絶するケースが増えてきている。利用者の「階上げ」費用の負担、配達業者の「階上げ」協力者の組織化（地域住民・ボランティア等）も一部に始まっているが、現状はその対応に追いつかない実情にあり、このまま放置すれば「灯油難民」の発生など深刻な社会問題となることは必定と言える。

したがって、北海道として、公営住宅における「階上げ」の実情について灯油供給事業者などの関係団体を交えて早急に現場での実態調査を行うとともに、援助金の支出や「階上げサポーター」の組織化等の支援策について、検討会を設置して、速やかに対応策を検討する。

以上